14.3.10
第697号

大正十四年五月廿日

海軍省

海軍省令第廿六號

佐世保海軍工廠職業紹介所ニ關スル件

佐世保海軍工廠職業紹介所ニ關スル件ヲ定ム

大正十四年五月廿日

海軍大臣 財部彪

海軍省令第廿六號

佐世保海軍工廠職業紹介所ニ關スル件

第一條 佐世保海軍工廠職業紹介所ハ佐世保海軍工廠ニ於ケル職業ノ紹介ヲ爲ス

第二條 佐世保海軍工廠職業紹介所ニ所長ヲ置キ海軍事務官又ハ海軍技師ヲ以テ之ニ充ツ

所長ハ上官ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所員ヲ指揮監督ス

第三條 佐世保海軍工廠職業紹介所ニ所員ヲ置キ海軍事務官海軍技師又ハ海軍技手ヲ以テ之ニ充ツ

所員ハ所長ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス

第四條 佐世保海軍工廠職業紹介所ニ書記ヲ置キ海軍文官ヲ以テ之ニ充ツ

書記ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第五條 佐世保海軍工廠職業紹介所ニ雇員ヲ置キ判任待遇トス

雇員ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第六條 佐世保海軍工廠職業紹介所ニ傭員ヲ置キ其ノ員數ハ定メナシ

傭員ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第七條 佐世保海軍工廠職業紹介所ニ嘱託ヲ置キ其ノ員數ハ定メナシ

嘱託ハ所長ノ命ヲ承ケ職業紹介ニ關スル事務ニ從事ス

第八條 佐世保海軍工廠職業紹介所ニ於テ職業紹介ヲ爲ス場合ハ左ノ各號ニ掲ケル者ニ對シ之ヲ爲サス

一 海軍ノ命令ニ違反シ又ハ海軍ノ秩序ヲ紊ス虞アル者

二 傷病其ノ他ノ事由ニ因リ就業ニ適セサル者

第九條 佐世保海軍工廠職業紹介所ニ於テ職業紹介ヲ爲ス場合ハ左ノ各號ニ掲ケル者ニ對シ之ヲ爲サス

一 海軍ノ命令ニ違反シ又ハ海軍ノ秩序ヲ紊ス虞アル者

二 傷病其ノ他ノ事由ニ因リ就業ニ適セサル者

第十條 佐世保海軍工廠職業紹介所ニ於テ職業紹介ヲ爲ス場合ハ左ノ各號ニ掲ケル者ニ對シ之ヲ爲サス

一 海軍ノ命令ニ違反シ又ハ海軍ノ秩序ヲ紊ス虞アル者

二 傷病其ノ他ノ事由ニ因リ就業ニ適セサル者